

第十二回特別弔慰金の支給について

問申 福祉課 社会福祉係 ☎ 92-7964 ☎ 92-7184

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十二回特別弔慰金）が支給されます。

▽申請期限 令和 10 年 3 月 31 日まで（期限までに申請しないと受給できなくなりますのでご注意ください。）

▽支給内容 額面 27 万 5 千円、5 年償還の記名国債

▽留意事項 特別弔慰金は、遺族を代表する 1 名が受け取るものです。遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

▽支給対象者

令和 7 年 4 月 1 日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順位で最も順位が先の方

戦没者等の死亡当時の遺族で

1. 令和 7 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります）
4. ①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで 1 年以上の生計関係を有していた甥・姪等）

令和 7 年度慰霊巡拝の実施について

問申 福祉課 社会福祉係 ☎ 92-7964

旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者を対象に、政府主催による令和 7 年度慰霊巡拝が実施されます。参加希望遺族の方は内申が必要となります。日程などの詳細については、お問い合わせください。

▽参加条件 1. 戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫、甥・姪、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者
2. 健康状態が良好な者

▽実施地域 硫黄島、フィリピン、パラオ諸島、ミャンマー等

▽提出書類 1. 内申書
2. 戦没者と参加希望者の親族関係が確認できる資料（戸籍謄本等）
3. 戦没者の戦没地点が確認できる資料（死亡公報等）

※内申の結果、参加内定した場合には、健康状態を確認するため、医師の証明書が必要となります。

▽提出期限 実施地域ごとに期限が異なるため、お問い合わせください。

有料広告

本福寺「永代供養墓・樹木葬」



基山駅
お車8分

三養基郡基山町大字宮浦2120

永代供養墓

合祀 1名様 **11万円**~

※初回費用に永代供養料・管理費（全期間）含む

年間管理費 **0円**

【永代供養墓販売事務局】 通話料無料(受付 9:00-18:00)

Aエータイ 0120-19-9402

詳しくは HPから



東京都千代田区神田錦町3-21 クレスト竹塚ビル3階 ※お預かりした個人情報は、資料送付と連絡の目的以外には使用致しません。

生前にお墓を考える方、
増えてます！

生前契約でも、年間管理費は不要です
自分らしい場所を、今から選んでおけます

過去の宗旨・宗派不問！
どなたでもご利用できます